

事故を防ぐために、製品には 標準使用期間があります。

長期使用製品安全点検制度

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。「長期使用製品安全点検制度」では、経年劣化による重大事故発生のおそれが高い製品を**特定保守製品**とし、安全に使うための目安となる設計上の**標準使用期間**を設けています。該当製品を購入の際、メーカーに**所有者登録**をすることで標準使用期間の終わる頃に点検通知が届きますので、安全に使うために点検を受けましょう。

「特定保守製品」を購入したら

説明を受けましょう

販売者[※]から点検制度についての説明を受けます。
※特定保守製品を設置した住宅を購入する際は、工務店や不動産販売業者等が販売者となります。

特定保守製品

1. 特定製造事業者名
株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX-XXXXXX
4. 設計標準使用期間 △△年
5. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120-XX-XXXX



所有者登録をしましょう

所有者票を販売者に渡すか、メーカーに郵送します。賃貸住宅・アパートなどで特定保守製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録してください。



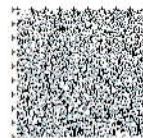
点検を受けましょう



点検詐欺にご注意!!
点検の依頼をする前に、メーカーから点検に来ることはありません。

点検時期が来ると、通知が届きます。
メーカーに点検を依頼しましょう。
※点検には料金がかかります。

**異常な音や振動、におい、
点火しにくいなどの異常に
気付いた時は、速やかに点検を
依頼しましょう。**



これらの製品を購入したときは、所有者登録をしましょう!

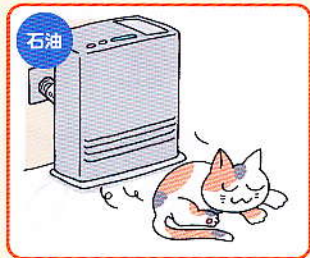
対象製品
(特定保守製品)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)




屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年4月1日より前に製造・輸入された該当製品についても、
製造時期を確認し、メーカーの点検を受けましょう。

長期使用製品安全表示制度

経年劣化による重大事故の発生率は高くはないものの、事故件数が多い製品について、設計上の**標準使用期間**と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。標準使用期間が過ぎたら、異常な音や振動、においなど製品の変化に注意しましょう。



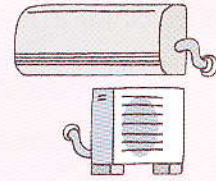
【製造年】20XX年
【設計上の標準使用期間】△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。



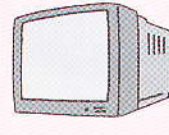
扇風機



換気扇



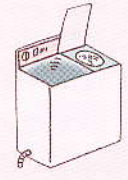
エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

制度については

<http://www.meti.go.jp/>
もしくは



消費者のみなさま

長期使用製品安全点検・表示制度

【この制度の問い合わせ先】 経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	03-3501-4707 (直)	近畿経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	06-6966-6098 (直)
北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	011-709-1792 (直)	中国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	082-224-5671 (直)
東北経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	022-221-4918 (直)	四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	087-811-8526 (直)
関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	048-600-0409 (直)	九州経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	092-482-5523 (直)
中部経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	052-951-0576 (直)	内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	098-866-1731 (直)

※個別の製品に関するお問い合わせは、メーカーにご連絡ください。